

鏡石町公式キャラクター着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鏡石町（以下「町」という。）において、所有する鏡石町公式キャラクター「まがしほ牧場のあーさー♪」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の基準等)

第2条 使用目的及び方法が町の施策の推進に寄与し、または公益性が高いと認められる場合には、着ぐるみの使用を認めるものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、使用を認めない。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 町のイメージ、品位を傷つけるおそれがある場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがある場合
- (7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 着ぐるみの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (9) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用方法)

第3条 着ぐるみの使用に際しては、承認された用途に限り使用するものとする。

(使用料)

第4条 着ぐるみの使用料は、当分の間、無償とする。

(使用期間)

第5条 着ぐるみを使用する場合は、原則7日間とする。ただし特別な理由により鏡石町長（以下「町長」という。）が認める場合は、期間を延長することができる。

(使用承認申請)

第6条 着ぐるみを使用する場合は、町長に対し、承認申請を行わなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認める場合であって、事前に協議をしている場合を除く。

2 前項の承認を受けようとする者は、借受日の10日前までに「鏡石町公式キャラクター着ぐるみ使用申請書（別紙様式1）」を町長に提出しなければならない。

3 町は、申請内容を確認するため、必要な書類等の提出を求めることができる。

(承認通知)

第7条 使用を承認するものについては、「鏡石町公式キャラクター使用承認書（別紙様式2）」を交付する。

2 町は、使用を承認するに際し条件を付すことができる。

(不承認通知)

第8条 着ぐるみの使用を承認しない場合は、申請者に対し「鏡石町公式キャラクター着ぐるみ使用不承認通知書(別紙様式3)」によりその旨を通知する。

(使用上の遵守事項)

第9条 第7条による使用承諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容のみに使用すること。
- (2) 第7条の承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- (3) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (4) 雨天時に屋外で使用しないこと。

(使用実績報告書の提出及び使用状況等の確認)

第10条 使用者は、着ぐるみの返却時に、「鏡石町公式キャラクター着ぐるみ使用実績報告書(別紙様式4)」及び着ぐるみの使用状況がわかる写真等を町に提出しなければならない。また、町長が必要と認めた場合には、使用者に対し必要な帳票、記録等の資料や説明を求め、着ぐるみの使用状況及び使用実績の確認調査を実施する。

(地位の承継)

第11条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承諾に基づく地位を承継することができる。

(使用承認の取消し等)

第12条 次の各号に該当する場合は、使用承認の取り消し等を求める措置を行うことができる。

- (1) 使用申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 着ぐるみを使用承認条件に違反して使用した場合
- (3) 第2条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他町が必要と認める場合

(損害賠償等の責任)

第13条 着ぐるみの使用に関し、町は損害賠償等の一切の責任を負わない。

2 使用者は、着ぐるみの利用に際して故意または過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

3 使用者は、着ぐるみの利用に際して故意または過失によって着ぐるみを紛失又は汚損等した場合は、現物又は実費をもって弁償し、現状に復さなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。